

令和8年度袋井市窓口キャッシュレス決済及びPOSシステム 導入業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、日常生活でなじみのあるスマホ決済やクレジットカード払い等の現金以外の多様な支払方法が提供できるよう、キャッシュレス決済を導入することとしたい。

本件は、本市における窓口のキャッシュレス化を推進し、市民の利便性向上及び市職員の負担軽減、業務効率化を一体的に推進することを目的とし企画提案（以下「提案書」という。）を求め、この提案書に基づき総合的に判断して調達業者を決定するものである。

2 業務委託名

袋井市窓口キャッシュレス決済及びPOSシステム導入業務委託

3 業務内容

別紙「袋井市窓口キャッシュレス決済及びPOSシステム導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※令和8年10月1日を本稼働予定日とし、機器の設置及び導入（操作研修を含む）は令和8年9月30日までに完了するものとする。

5 提案上限額

業務委託料の上限額（消費税10%分を含む。）

6,672,600円

※稼働開始後30か月分（令和8年10月～令和11年3月）の利用料・機器保守相当費用等の月額費用を含めること。

※キャッシュレス決済事業者の端末費用・月額費用も含めた額とすること。

※キャッシュレス決済の手数料は含めない。

※契約はPOS事業者とキャッシュレス事業者それぞれで締結すること。

6 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 直近1年間で、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしている者でないこと。
- (5) 下記に該当する者でないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 宗教団体、政治団体又はそれに類する団体でない者。

7 スケジュール

内 容	日 程
募集開始	令和8年5月7日（木）
参加表明書提出期限	令和8年5月14日（木）午後5時必着
質問票提出期限	令和8年5月14日（木）午後5時必着
質問票への回答日	令和8年5月20日（水）
企画提案書提出期限	令和8年6月1日（月）午後5時必着
参加辞退届期限	令和8年6月1日（月）午後5時必着
プレゼンテーション審査会	令和8年6月5日（金）
選定結果通知	令和8年6月10日（水）
委託契約締結	令和8年6月下旬（予定）

8 参加の申込み

プロポーザルに参加を希望する事業者（共同提案の場合は、代表事業者のみ）は、次のとおり書類を提出すること。

（1）提出期限 令和8年5月14日（木）午後5時必着

（2）提出先 後記提出先

（3）提出方法 紙資料の場合は郵送（書留郵便に限る。）または直接持参、電子データの場合は電子メールまたは本市の指定する大容量転送システムを利用して提出すること。

※直接持参の場合、提出できる時間は平日午前8時30分から午後5時までとする。

※電子メールの場合、件名は「袋井市キャッシュレスプロポーザル参加表明書（社名）」とし、電話で到達確認をすること。

（4）提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）※押印不要

イ 会社概要（任意様式）

ウ 定款

エ 登記事項証明書（現在事項証明書）

オ 国税及び地方税に滞納がない旨の証明書

※法人税・消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（税務署発行納税証明書「その3の3」）、法人市民税・固定資産税の納税証明書（市区税事務所発行）

※それぞれ最新年度に発行されたものであること。非課税等の理由で証明書が提出できない場合は、その旨を記載した「理由書」（様式任意）を提出。

カ 実績一覧表（任意様式）

※過去5年以内の国又は地方公共団体における導入実績を記載すること。

9 質疑及び回答

プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり質問票（様式第2号）を提出することができる。なお、期限までに提出のない場合は、質問事項がないものとする。また、電話・口頭による質疑の受付は行わないものとする。

- (1) 提出期限 令和8年5月14日（木） 午後5時必着
- (2) 提出書類 質問票 1部 ※押印不要
- (3) 提出方法 電子メールにて提出し、件名は「袋井市キャッシュレス質問票（社名）」とすること。
- (4) 回答期日 令和8年5月20日（水）
- (5) 回答方法 質問票の提出があった場合は、原則回答期限までに、質問者だけではなく参加表明を受け付けた全ての事業者（共同提案の場合は、代表事業者）に電子メールで回答する。なお、回答が遅れる場合はその旨を連絡する。ただし、回答日時までに辞退した事業者は除く。
- (6) その他 共同提案の場合は、代表事業者が質問事項をとりまとめて提出すること。

10 企画提案書等の提出

参加表明書を提出した事業者は、次のとおり書類を提出すること。ただし、プロポーザルの辞退をする場合を除く。

- (1) 提出期限 令和8年6月1日（月） 午後5時必着
- (2) 提出先 後記提出先
- (3) 提出方法 直接持参または郵送し、かつ、電子データを電子メールまたは本市の指定する大容量転送システムを利用して提出すること。
- (4) 提出部数 紙資料10部
- (5) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式第3号）
 - イ 企画書
 - 記載項目
 - ① 本提案の基本的な考え方
 - ② キャッシュレス決済端末・POSレジ等概要
 - ・機器等の仕様、規格、機能及びイメージ図又は写真
 - ・設置条件の分かるもの
 - ・管理サイトイメージや出力ファイル等
 - ③ 保守・運用管理、緊急時対応
 - ④ 運用開始までの作業内容及び導入スケジュール

⑤ その他提案事項

留意事項

① A4サイズ両面刷り

② 11ポイント以上のフォントサイズで横書き（図表等の用紙及びフォントサイズは除く。）

③ ページ番号を付すこと。

ウ 見積書及び内訳書（任意様式）

消費税10%を含んだ額を積算した見積書及び内訳書を提出すること。なお、カスタマイズ対応を行う場合は、それらを含んだ金額とすること。

※契約事業者が分かれる場合はそれぞれ見積書を提出すること。

エ 対応する決済ブランド及び手数料率等一覧

事業者が対応できる決済ブランドと各手数料率について提示すること。

11 プロポーザルの辞退

参加表明書の提出後、プロポーザルを辞退する場合は、次のとおり参加辞退届を提出すること。

なお、参加辞退は自由であり辞退しても以後における不利益な扱いはない。

(1) 提出期限 令和8年6月1日（月） 午後5時必着

(2) 提出先 後記提出先

(3) 提出書類 参加辞退届（任意様式） 1部

(4) 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）または電子メール
(jouhou@city.fukuroi.shizuoka.jp宛)

12 審査の方法

庁内に設置する選定委員会において、参加表明書、企画提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき事業者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査会

企画提案書の内容に基づくプレゼンテーションと質疑応答を行う。なお、審査の順番は、参加表明書の受付順とし、応募者が1事業者の場合でも実施する。

ア 日時 令和8年6月5日（金）時間は後日通知

イ 会場 袋井市役所3階・301会議室

ウ 内容

(ア) 提案書説明 企画提案書に基づいて提案内容の説明及び導入機器のデモ

ンストレーションを実施する。特に書面ではイメージをつかむことが難しい点、又はアピールしたい点について重点的に説明を行う。

(イ) 質疑応答 選定委員からの質問に対して回答を行う。

エ 出席者 説明、質疑応答、機材等の操作を含め、7名以内

オ 機材 プレゼンテーションに必要なノートパソコン等の実機を用意すること。(スクリーン、プロジェクター(HDMI、VGA 対応)は本市で用意)

カ 時間 50分以内(提案書説明30分以内、質疑応答約20分)

キ その他

- ・プレゼンテーション時の資料は、企画提案書のみ使用を認める(新たな提案や未提出の補足資料の使用は不可)。なお、提案書を要約した資料を配布する場合は、10部用意すること。
- ・機器の準備等は最大10分を説明時間以外に付与する。

13 失格となる場合

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア 本要領で定めた内容に適合しないとき。
- イ 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- ウ 提出書類に不備や不足があったとき。
- エ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- オ 選定結果に影響を与えるような不正を行ったとき。
- カ その他不適切な事項があると判断されるとき。

14 受注候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 各選定委員は100点を持ち点とし、別紙の審査項目に沿って提出書類及びプレゼンテーションでの提案内容を審査する。その合計得点により事業者の順位付けを行う。
- イ アの審査において合計得点の最も高い者を受注候補者として選定する。
- ウ 最高点となった提案者の得点が各選定委員の持ち点を合算した値の6割未満の場合は、選定しない。
- エ 提案者が1者の場合でも審査を実施する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーションを行ったすべての事業者に対して、令和8年6月10日(水)までに通知する。なお、選定結果に関する質問や異議等は一切受

け付けないものとする。

15 契約の締結

- (1) 契約は、最優秀企画提案者と仕様及び契約条件等について協議し、内容が確定した時点で予算の範囲内で締結するものとする。ただし、協議の結果、見積額に変更が生じた場合は再度見積書を提出の上、予算の範囲内で契約を締結するものとする。
- (2) 最優秀企画提案者と協議が整わず、契約が締結できない場合は、次点者と順次協議を行うものとする。
- (3) 契約書の作成が必要である。

16 提出先・問合せ先

袋井市企画部デジタル政策課DX推進係（担当：中村）

〒437-8886 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

電話番号：0538-44-3106 E-mail：jouhou@city.fukuroi.shizuoka.jp

以上